

委第4号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月25日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第51条第1項中「委員会」を「第37条第1項本文の規定にかかわらず、委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

欠席事由の例示を明文化し、出産については、産前・産後の期間にも配慮した規定とするため、改正を行うとともに、文言等所要の改正を行う。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第11条（略） （欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第12条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの<u>範囲</u>において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第13条—第50条（略） （秘密会の開会及び指定者以外の退場）</p> <p>第51条 <u>第37条第1項本文の規定にかかわらず、委員会</u>は、その議決により秘密会とすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第52条（以下略）</p>	<p>第1条—第11条（略） （欠席、遅刻又は早退の届出）</p> <p>第12条 委員は、<u>事故</u>のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第13条—第50条（略） （秘密会の開会及び指定者以外の退場）</p> <p>第51条 <u>委員会</u>は、その議決により秘密会とすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第52条（以下略）</p>